

広島県告示第八百六十三号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十四年十一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	医療法人社団光仁会 梶川病院
所在地	広島市西区天満町八番七号
撤回年月日	平成二十四年二月一日